

滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰要領

(表彰の目的)

第1 この要領は、滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、一般社団法人滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、公益財団法人滋賀県環境事業公社、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、公益財団法人滋賀県びわ湖芸術文化財団、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「滋賀県等」という。）が発注した建設工事において、その成績が特に優れている場合に、当該建設工事を担当した若手技術者・女性技術者（以下「若手技術者等」という。）を表彰することにより、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てるとともに、女性の建設産業への入職促進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2 この表彰は、滋賀県等が発注した建設工事において、その担当した建設工事が優良である実績を有し、他の模範である若手技術者等のうち、その功績が特に顕著なものを対象とする。

(表彰の対象除外)

第3 次に掲げる者は、この表彰の対象から除外する。

- (1) 犯罪容疑、刑罰、行政処分、入札参加停止措置等を受けた後相当の期間が経過していない等県民感情にそぐわない者
- (2) 表彰を受けようとする年度の前年度から表彰の間に、次のいずれかの処分または措置などを受けた企業に所属する者
 - ア 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日）に定める措置
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分
 - ウ 滋賀県等が発注する建設工事で工事成績評定点が60点未満の通知
- (3) 滋賀県外に主たる営業所を置く企業に所属する者
- (4) 過去にこの要領による表彰を受けたことがある者

(表彰の資格基準)

第4 この表彰の対象となる若手技術者等の資格基準は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 滋賀県等が発注する建設工事に監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した者。JV工事の場合は甲型共同企業体(共同施工方式)の代表者において、監理技術者等として従事した者。工事期間中に交代があった場合は、従事期

間が最も長かった者に限る。なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を受ける監理技術者の職務を補佐する者は含めない。

- (2) 基準日における年齢が 40 歳以下の者。ただし、女性技術者においては、年齢制限は設けない
- (3) 監理技術者等として従事した建設工事において、推薦日時点で無事故期間が 3 年以上ある者。ただし監理技術者等として従事していない期間は無事故期間に含めない。

2 次の各号すべてに該当する建設工事に従事した者を、この表彰の対象とする。

- (1) 表彰年度の前年度（4 月 1 日から 3 月 31 日）に完成した建設工事
- (2) 当初請負金額が 250 万円以上である建設工事
- (3) 工事成績評定点が 80 点以上である建設工事

3 前項に該当する建設工事は、次に掲げるいずれにも該当しない建設工事とする。

- (1) 工事成績評定点の項目のうち、「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事
- (2) その他、表彰に値しないと判断される建設工事

（表彰対象者の推薦）

第 5 滋賀県等が発注した建設工事の受注者は、第 4 の基準に該当すると認められる場合、滋賀県土木交通部長に推薦書を提出することができる。

なお、個人事業主などで、受注者と表彰対象者が、同一である場合も同じとする。

（選考方法）

第 6 この表彰の被表彰者は、審査委員会の審査を経て、滋賀県土木交通部長が決定する。

（被表彰者の公表等）

第 7 土木交通部長は、滋賀県ホームページに被表彰者および被表彰者が所属する建設業者名、表彰対象者が従事した工事名・場所等および表彰式時（表彰状授与時）の写真等を公表するものとする。

2 被表彰者は、総合評価方式により発注する一部の工事において評価する。

（表彰の時期）

第 8 表彰は、毎年度、滋賀県土木交通部長の定める日に行うものとする。

（本要領の運用）

第 9 本要領に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

付則

この要領は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

付則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。